(参考様式)

**LCCM住宅整備推進事業補助金分譲住宅に係る誓約書**

**（プロジェクト名）**

令和 年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者  （住宅の販売を行う事業者） | 住所 |
| 名称 |
| 代表者 |

（要件等の確認）

第１条　以下の(ｲ)から(ﾍ)の事項について了解した上で本補助金の交付申請を行います。

(ｲ)本補助金の補助対象となる工事について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと（他の補助金の交付対象部分を除く場合は、この限りではない）

(ﾛ)本補助金を受けた住宅（以下、「住宅」という。）について善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ﾊ)事業完了から１０年間、国土交通省の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取り壊してはならないこと（補助事業者である住宅販売業者や住宅所有者等が、本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合を除く）

(ﾆ)提出した個人情報は、本事業に係る補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存され、国、地方公共団体および国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(ﾎ)住宅購入者に対し、募集にかかる要件や協力事項を伝えた上で、補助事業完了後、３年間について、補助事業者及び住宅購入者、両者協力して所定のエネルギー使用量の実績値についての報告を共同で行うこと。なお、エネルギー使用量の報告は、補助事業者が住宅購入者から報告に必要な情報を入手し、補助事業者が代表して行うものとする。

両者は、本補助金の趣旨を踏まえ、事後のアンケートやヒアリングなどに共同で協力する。

　　(ﾍ)耐震性について、住宅性能表示制度の１－１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）における等級２水準の場合、住宅購入者に対し、以下の内容を説明し、同意を得るものとする。

・国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和７年４月以降に建築される木造のＬＣＣＭ住宅が満たすべき基準となること。

・当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること。

・床面積300 ㎡超の建築物については、建築基準法等の改正により、令和７年４月以降、構造計算により構造安全性を確かめることとなるため、構造計算により構造安全性が確かめられた住宅以外の場合には改正後の基準を満たさなくなる可能性があること。

（補助金の還元）

第２条　申請者は受領した当該補助金相当額について、当該補助事業の対象住宅の購入者に還元します。

２.前項の住宅購入者は、第１条(ｲ)から(ﾍ)の事項を了解し、申請者より補助金が還元される旨を説明されたものとします。